

年齢階層別における 消費税の所得格差への影響

田代昌孝

目次

はじめに

第Ⅰ章 消費税の非課税措置に関する改正とその評価

第Ⅱ章 所得弾性値に基づく非課税措置の評価

第Ⅲ章 消費税負担に関する分析の先行研究

第Ⅳ章 年齢階層別における消費税の所得格差への影響に関する
分析

おわりに

はじめに

2014年4月から消費税率は5%から8%へと引き上げられた。また、2015年10月には消費税率が8%から10%へと引き上げられることになっていた。ただ、予定されていた消費税率10%への引き上げは景気への配慮から延期されたため、財政再建の見通しが立たなくなってきた。金融政策が有効に機能しない状況下で日本経済を回復させるためには、財政出動が必要不可欠となっている。均衡予算原則に基づく景気の回復と、それに伴った所得税増収が期待出来れば良いが、実際には安定的な社会保障財源の確保、及び赤字財政からの脱却を図るには、消費税増税は避けられないであろう。

したがって、今後消費税率の引き上げと低所得者層に対する負担の配慮を何らかの形で政府当局は講じなければならない。その際、重要となるのは消費税逆進性緩和のための非課税政策に対する再評価である。また、自民党か

キーワード：消費税，世代内格差，タイル尺度，所得格差

ら導入が提案されている軽減税率の適用により、消費税の逆進性がどの程度緩和されるのかを計測する作業も重要となろう。これまで消費税の逆進性に関する研究は林 [1992]、林 [1995]、八塩・長谷川 [2008]、橋本 [2010] 等を中心に盛んに行われてきた。ただ、これらの研究では消費者に対する100%の租税転嫁、あるいは短期的な所得に基づく計測を前提として、分析が行われている。

租税転嫁を考慮して消費税を推計するには、需要関数の推計、あるいは産業連関表に基づく消費者価格の上昇を推計しなければならない。これまで需要関数の推計から租税転嫁を考慮して、消費税の実効税率を計測した研究には上村 [2001]、朴 [2010] 等がある。その一方、産業連関表に基づく消費者価格の上昇を推計することで、租税転嫁を考慮した消費税負担の研究には、本間・跡田 [1989]、静岡大学税制研究チーム [1990] 等の研究がある。

それ以外に100%の租税転嫁を前提として、消費税負担を研究した例としては林 [1992]、林 [1995]、八塩・長谷川 [2008]、橋本 [2010] 等がある。したがって、消費税負担を推計する作業は需要関数の推計を伴うもの、産業連関表に基づく消費者価格上昇の推計を伴うもの、100%の租税転嫁を前提とした簡易推計の3つに分かれる。ただ、これらの消費税負担に関する推計は短期の所得に関する総計データに基づいたものである。

一般的に、個人は生涯を通じて、稼得期とそうではない時期の両方を誰しもが経験する以上、消費税の負担に関する研究は生涯所得に基づいて行わなければならない。仮に、個人が遺産を残さず、生涯を通じて稼いだ所得をすべて消費に費やすという行動を取るならば、消費税の負担は比例的となる。これまで、生涯所得の推計から消費税負担に関する研究を行った例としては橋本 [1993]、大竹・小原 [2005]、橋本 [2010] 等があるが、日本のデータに基づく研究では生涯における消費税の負担を正確に推計することは出来ない。その理由として、消費税の導入は平成元年以降であること、あるいは日本ではアメリカのPanel Study Income Dynamics (以降、これをPSIDと呼ぶ) の様な個人の所得や消費を継続的に追ったデータが存在していないこと

等が挙げられる。これらの問題点がある程度解消した研究が世代間と世代内で消費税負担の格差を推計した研究であり、例として橋本 [1993]、橋本 [2010]、田代 [2012 a] [2012 b] [2014] 等が挙げられる。そのうち田代 [2012 a] [2012 b] [2014] 等の研究では個票データを利用することで、世代内にある消費税負担格差を分析している。

また、このような世代内にある消費税負担格差がどのような要因で生じているのかを分析するには、タイル尺度の計測が必要となる。これまでタイル尺度に関する研究は、高林 [2005]、望月・野村・深江 [2010]、金田 [2013]、齋藤 [2010] 等を中心に所得税や住民税等の直接税のみを分析の対象としているものが多い。その点を考慮して、田代 [2016] では所得税だけでなく消費税も含めて、各世代内にある所得格差が全体に及ぼす影響をタイル尺度に基づき推計している。ただ、この研究は世代内の所得格差を分析しているものの、各年齢層にあるグループのサンプル数が異なることで、結果が変化してしまうという問題を抱えていた。

本分析では、各世代内にある所得格差が所得税の控除（給与所得控除や基礎・配偶・扶養控除等の人的控除、及び社会保険料控除）効果や税率効果だけでなく、消費課税の効果も考慮して、タイル尺度に基づく格差の要因分析を行っている。利用したデータは『家計における金融資産選択に関する調査（平成16年度）』の個票であり、分析対象となる世帯数は各世代間で異なるものの、各グループのサンプル数は同じである。本稿の構成は以下のようなものとなっている。第I章では、消費税の非課税措置に関する改正とその評価について議論している。第II章では非課税措置の有効性を考えるために、所得弾性値の推計から非課税品目の範囲が適切かどうかを分析している。第III章では消費税負担の分析に関する先行研究を概観した上で、本稿と先行研究との違いを述べる。第IV章では年齢階層別に消費税が所得格差に及ぼしてきた影響をタイル尺度の計測から考えてみよう。おわりにでは全体のまとめと若干の政策提言、及び今後の課題について述べる。

第1章 消費税の非課税措置に関する改正とその評価

シャープ勧告で提案された直接税中心の税体系は、金融資産も課税ベースに含める総合課税を基本としていた。ただ、金融資産も課税ベースに含んでしまう場合、税務の執行上、あるいは経済成長の面でも様々な問題を抱えてしまう。結果として、利子所得を中心に金融資産に対する課税は主に源泉分離課税、あるいは軽減税率設定等の優遇措置が施されていた。そのため、日本の所得税負担は資産性の所得に対して軽課、労働性の所得に対して重課を行うという形になったのである。この所得税改革の傾向は日本経済を支える勤労者世帯に税負担が偏る問題を抱えながら、その一方で社会保障財源のための安定的な確保が難しいだけでなく、所得捕捉が難しいというクロヨン問題もあった¹⁾。

その後、高度成長の終焉とともに景気の上昇に伴う自然増収が期待できなくなると、租税政策で行われた所得税の減額や租税優遇措置についても、財政再建という政策目標とは相反するものであった。したがって、新税の導入と社会保障の安定的な財源確保の観点から、直接税ではなく間接税で増収を図る政策は妥当なものと言えよう。ただ実際には、戦後における日本の間接税体系は酒、たばこ、ガソリン等の個別消費税が中心であり、課税の中立性を損なうものとなっていた²⁾。

このような状況を受けて、昭和63年4月25日に開かれた「税制改革についての中期答申」では、売上税の導入断念に関する反省を踏まえながら、「いかなる税目もそれぞれの長所を有する反面、何らかの問題点を有するので、所得・消費・資産等に対する課税を適切に組み合わせることにより、税制全体として、その時代、その社会の要請に応えることのできるバランスのとれたものにしていく」という基本方針が掲げられた。また、間接税に備わる問題については、税制や社会保障全体で再分配効果を判断したうえで、1. 消費に薄く広く公平に負担を求める、2. 簡素でわかりやすく、取引慣行に

1) 森信 [2007], 133-144 頁。

2) 石 [2009], 94-112 頁。

も配慮する、3. 納税者、税務関係者の事務負担に配慮する、4. 産業経済に対して中立的であり、また、国際的な摩擦を招かない等も踏まえた税制改正を目標にしていた。

当時の消費税非課税措置は、消費に負担を求める税としての性格上課税対象について、①土地の譲渡及び貸付②有価証券の譲渡③支払い手段（収集品及び販売用のものを除く。）の譲渡及び両替業務としての役務の提供④利子を対価とする貸付金等の資産の貸付け⑤地方公共団体又は日本中央競馬会が行う競馬・競輪等の車馬券等の譲渡及び地方公共団体が行う当せん金付証券の譲渡⑥郵便切手類及び印紙の譲渡⑦国際郵便為替及び国際郵便振替並びに外国為替取引に係る役務の提供⑧出入国管理及び難民認定法関係手数料等が挙げられる一方で、社会政策的な配慮から⑨医療の給付⑩第一種社会福祉事業（第二種社会福祉事業のうち児童福祉法にいう保育所又は助産施設を経営する事業）⑪教育施設の授業料又は入学検定料を対価とする役務の提供等が非課税とされていた³⁾。

1989年4月に消費税が導入されて以来、拙速な見直しより現行消費税の定着を支持する世論の動きがあった。このような実態の中で、本来の方向とは逆方向である消費税の見直しが行われようとしていた。1989年暮れ、自民党は7月の参議院選挙の政治公約もあり、見直しと称して消費税の非課税品の拡大を打ち出した。①消費者が小売店で買う飲食料品（酒類を除く）を非課税にする。ただし事業者間の取引は3%ではなく1.5%の軽減税率を適用する。②出産費、火葬・埋葬料、入学金、住宅家賃、身障者用物品、老人に対する在宅サービスなどを非課税にする。この自民党の「見直し・継続」論と野党の「廃止」論が激突するという構図が描かれながら、1990年初めの総選挙を控え、消費税の是非について自民党と野党の間で政治的に最大の争点になっていた⁴⁾。

平成3年に消費税が見直された際には、様々な業界団体から非課税要求が

3) 武田 [2016], 8250-8297 頁。

4) 石 [2009], 188-191 頁。

出ており、政治的な観点から助産、入学金、埋葬料、火葬料、住宅家賃、社会福祉事業などについても新たに非課税となっている。このように非課税品目の拡大は社会政策的な配慮から、消費税の逆進性緩和に貢献するものであるが、実際には税務行政が複雑になるだけでなく、価格体系に歪みが生じたり、課税の中立性が損なわれたりする等の問題が生じてしまう。

日本の消費税は消費に負担を求める税の性格上、貸付金の利子、有価証券譲渡の金融取引、土地の譲渡や貸付の資本取引等は非課税となっている。すなわち、消費税は多段階課税方式の付加価値税であり、付加価値の算定が困難である取引は非課税の対象となる。それ以外にも、社会政策的に医療・福祉・教育・住宅家賃も非課税の対象となっている。特定のサービスが非課税、あるいは免税業者からの仕入れに関して、日本の消費税制度では仕入れ税額控除を認めていないことから、当該事業者は消費税率分の価格低下を行えない。そのため、社会福祉事業分野で、経済状況から仕入れに伴う消費税分を売り上げに転嫁することが困難な場合、自らの利益低下を招いてしまう問題を森信 [2007] は指摘している⁵⁾。

金融取引が非課税なのは、受け取る貸付金利子を売り上げとして認めると、預金利子に仕入れ税抜控除を認める必要が生じ、納税義務者でない家計が仕入れ税額控除の対象にならないためである。金融取引に対する付加価値の把握が技術的困難であるという理由で課税を行わない現状は、EUやOECDでも課税の公平性や中立性の観点から問題があると認めている。これを受けて、森信 [2007] は「莫大なIT投資が行われている今日、金融機関にとっても、それらにかかる消費税が仕入れの税額控除できることは、決してマイナスではありません⁶⁾」と述べている。

第Ⅱ章 所得弾性値に基づく非課税措置の評価

前章では非課税措置が税務行政の面だけではなく、課税の中立性が損なわ

5) 森信 [2007], 147-149 頁。

6) 森信 [2007], 154 頁。

れるという面からも問題があると議論してきた。ただ、非課税措置の目的は技術的な面だけでなく、消費税の逆進性緩和という面もある。したがって、非課税措置のデメリットがあったとしても、それを補う以上のメリットがあれば、非課税品目の拡大は認められるかもしれない。重要なのは、非課税品目として認められた財やサービスが生活必需品としての性格を持っているかどうかを分析することである。それゆえ、所得弾性値の推計は各品目が生活必需品的な性格をどの程度有しているかを検討する作業であると言える。所得弾性値が高いほど、贅沢品としての性格を有し、この値が低いほど生活必需品としての性格を有する。

Stone-Geary型の効用関数に基づく需要関数を理論的に導き出した後、所得弾性を推計した研究には朴 [2010] がある。それに対して、間接効用関数から導き出されたQUAIDS型の需要関数に基づく所得弾性を推計した研究には北村・宮崎 [2013] がある。具体的には、Stone-Geary型の効用関数に基づく需要関数で所得弾性を推計した場合は、所得弾性が $\epsilon_y = \frac{\beta_1 y}{x_i p_i}$ のようになる⁷⁾。それに対して、間接効用関数から導き出されたQUAIDS型の需要関数で所得弾性を推計した場合には (1) 式ようになる。

$$\epsilon_i = \frac{1}{\omega_i} (\beta_1 + 2\beta_2 (\ln y_i - \sum \omega_i \ln p_i)) + 1 \quad (1)$$

ここで ω は消費需要の財別シェア、 y は消費支出全体、 $\sum \omega_i \ln p_i$ は消費者物価指数を表している。また、 β_1 はQUAIDS型需要関数における $\ln y_i - \sum \omega_i \ln p_i$ の係数、 β_2 は $\ln y_i - \sum \omega_i \ln p_i$ 2乗の係数を表している⁸⁾。このように前提となる効用関数を変化させることで、考えられる理論的な所得弾性値の定義は異なってしまう。

それ以外に、単純な線形回帰から所得弾性値を推計した研究には林

7) ここで β は限界消費性向、 y は所得、 x は財の消費量、 p は価格を表している。朴 [2010] は韓国のデータに基づいて所得弾性値を推計した結果、食料品は所得弾性値が低い生活必需品であるが、家事用品・サービス、教養・娯楽は所得弾性値が高い贅沢品であると結論付けている (詳細は朴 [2010], 196 頁にある)。

8) QUAIDS型需要関数に基づく所得弾性値に関する詳細は、北村・宮崎 [2013; 245-246 頁] にまとめてある。

[1992]がある。林 [1992] は総務庁『家計調査年報 (1990年)』にある勤労者世帯の「年間収入階層別1世帯当たりの年平均1か月間の収入と支出」のデータに基づき、 $1n$ (消費支出額) = $a + b1n$ (実収入) で所得弾性値 b を推計している。本稿では林 [1992] に習って、『家計調査年報 (平成元年から16年)』にある都道府県庁所在市別1世帯当たり年平均1か月間の収入と支出のデータに基づき、所得弾性値を推計した。その結果は表1にまとめている。

表1 非課税品目とその関連支出における所得弾性値

	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年
住居	0.747	0.745	0.752	0.756	0.753	0.760	0.757	0.760
家賃地代	0.715	0.716	0.719	0.722	0.726	0.732	0.731	0.730
設備修繕・維持	0.647	0.644	0.665	0.667	0.650	0.661	0.660	0.661
設備材料	0.523	0.525	0.531	0.533	0.528	0.531	0.528	0.529
工事その他のサービス	0.633	0.623	0.648	0.649	0.628	0.643	0.641	0.642
保健医療	0.694	0.695	0.695	0.697	0.697	0.700	0.700	0.701
医薬品	0.571	0.578	0.576	0.581	0.582	0.587	0.561	0.559
保健医療用品・器具	0.578	0.580	0.579	0.583	0.585	0.589	0.591	0.591
保健医療サービス	0.650	0.649	0.651	0.650	0.649	0.651	0.653	0.654
教育	0.739	0.739	0.742	0.743	0.740	0.745	0.745	0.743
授業材料	0.714	0.721	0.717	0.717	0.716	0.721	0.718	0.716
教科書・学習参考書	0.495	0.496	0.494	0.495	0.490	0.484	0.496	0.490
補習教育	0.619	0.622	0.627	0.631	0.625	0.634	0.638	0.631
	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
住居	0.765	0.761	0.785	0.766	0.766	0.772	0.768	0.767
家賃地代	0.735	0.730	0.757	0.728	0.741	0.742	0.745	0.743
設備修繕・維持	0.666	0.666	0.678	0.684	0.656	0.669	0.653	0.645
設備材料	0.536	0.538	0.556	0.528	0.527	0.549	0.549	0.549
工事その他のサービス	0.647	0.648	0.655	0.635	0.636	0.644	0.624	0.611
保健医療	0.703	0.709	0.731	0.710	0.713	0.713	0.718	0.717
医薬品	0.562	0.567	0.587	0.570	0.572	0.571	0.568	0.565
保健医療用品・器具	0.597	0.595	0.613	0.596	0.596	0.595	0.596	0.593
保健医療サービス	0.660	0.664	0.685	0.665	0.668	0.667	0.675	0.674
教育	0.745	0.748	0.766	0.749	0.749	0.748	0.755	0.753
授業材料	0.721	0.719	0.743	0.727	0.726	0.725	0.732	0.729
教科書・学習参考書	0.485	0.488	0.497	0.474	0.470	0.468	0.477	0.467
補習教育	0.634	0.636	0.644	0.632	0.633	0.630	0.635	0.639

出所：総務省『家計調査年報 (平成元年から16年)』より推計。

表1から保健医療サービス、教育、家賃地代の所得弾性値は平成元年から16年にかけて、それぞれ0.649から0.675、0.739から0.766、0.715から0.757となっている。したがって、他の品目と比べてもこれらの非課税品目は所得弾性値が高く、現行の非課税措置における消費税の逆進性緩和は弱いものと考えられる。この傾向はおおよそ平成元年から16年にかけて、どの年においても言える。したがって、景気の影響に関係なく、現行の非課税措置は消費税の逆進性緩和に有効ではないものと思われる。

その一方で、設備材料、保険医療用品・器具、教科書・学習参考書等は平成元年から16年にかけて、所得弾性値がそれぞれ0.523から0.556、0.578から0.613、0.467から0.497となっている。そのため、これらの品目は他の品目と比べても所得弾性値が低く、生活必需品としての性格が強いものと思われる。設備材料、保健医療用品・器具、教科書・学習参考書が消費税の課税対象であるならば、医療や教育関連等の非課税業者は損税を受けてしまうことになる。このような点を考えると、現行の消費税非課税措置は見直す必要があるかもしれない。

とりわけ、医療サービスを非課税にすることについて、鈴木 [2013] は医療機関が損税を2,638億円ほど被っているだけでなく、再分配効果も所得階層間及び年齢階層間の両面で小さいという推計結果を出している。そのうえで、鈴木 [2013] は医療機関の設備投資拡充が損税につながるだけでなく、診療報酬の改定で医療機関の損税を賄うならば、消費税負担は患者が受けてしまうという問題点も指摘していた⁹⁾。本分析でも保健医療用品・器具の所得弾性値が低いことから、鈴木 [2013] の見解を支持するものであると思われる。それ以外に、橋本 [2014] も「社会保険診療に対しては、消費税は課税されないものの、医療機関もさまざまな課税物品を購入するために消費税の影響を受けることになる¹⁰⁾」と述べている。

9) 鈴木 [2013], 65-85頁。

10) 橋本 [2014], 131頁。

第三章 消費税負担に関する分析の先行研究

日本の消費税制度は非課税措置が認められるだけでなく、酒、タバコ、ガソリン等の個別消費税も存在している。それゆえ、消費税の導入は全ての財やサービスにおける一律の価格上昇を招くのではなく、相対価格に変化を与え代替効果を生じさせると考えられる。厳密に消費税の実効税率を推計するためには、転嫁も考慮に入れて分析を行わなければならない。

当初、消費税が導入される前において個別消費税の逆進性を計測したのは貝塚・飯岡 [1965] であった。この研究では家計調査から各消費品目の支出シェアを算出した後に、税制調査会で提供される課税率を乗ずることで、個別消費税の実効税率を算出している。その結果、貝塚・飯岡 [1965] では酒やタバコの逆進性はかなり高いが、砂糖消費税の逆進性は緩やかであるという見解を示していた¹¹⁾。その後、跡田 [2001] では『消費者物価指数月報』にある物価上昇率を考慮に入れながら、『家計調査』のデータに基づき、消費税の実効税率を推計している。この研究では1989年度の消費税導入時と1997年度の消費税率5%への引き上げ時の逆進性を比較していた。その結果、消費税の逆進性は1997年度で強まるものの、年収1,200万円の違いでわずか0.3%ポイントにも満たないと跡田 [2001] は結論付けている¹²⁾。

それ以外に、産業連関表から価格上昇率を求めた後、消費税の実効税率を推計した研究には本間・跡田 [1989]、静岡大学税制研究チーム [1990] 等がある。本間・跡田 [1989] は消費税導入と所得税減税の税制改革により、間接税の負担率は改革前と比べてほぼ平行移動しており、既存の間接税が逆進的な負担をもたらしていたと結論付けている¹³⁾。また、静岡大学税制研究チーム [1990] では産業連関表に基づく実効税率の推計だけでなく、1989年3月から6月までの物価上昇率を消費税導入の影響を受けたと仮定して、実効税率を推計している。その結果、後者の方が消費税の負担率は高いもの

11) 貝塚・飯岡 [1965], 66-70頁。

12) 跡田 [2001], 145-148頁。

13) 本間・跡田 [1989], 83-103頁。

の、どちらの推計でも消費税は逆進的であると静岡大学税制研究チーム [1990] は結論付けている¹⁴⁾。

より最近では、Stone-Geary型の効用関数に基づく需要関数を推計した後、各所得階層における消費税負担率を計測した研究として、上村 [2001]、朴 [2010] 等がある。上村 [2001] は1967年から1995年までの29年間の『家計調査年報』にある勤労者世帯十分位を分析対象にしながら、10大消費項目（食料、住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、その他の消費支出）の消費税負担率を計測した。その結果、1989年消費税導入後、第I分位、第V分位、第X分位では消費税増税とともに負担率が増加していると上村 [2001] は結論付けている¹⁵⁾。朴 [2010] は上村 [2001] と同じ手法で韓国と日本の家計における間接税負担率を計測しており、日本は全所得階級の間接税負担率がほとんど変わらないが、韓国ではかなり逆進性が強いという見解を出している¹⁶⁾。

このように消費税負担の転嫁が曖昧であることから、実効税率の推計を行う作業はある程度必要である。ただ、その実効税率の推計方法は様々であるため、各所得階層における消費税負担率の計測は明確な結論が出ていないように思える。その結果、非課税品目の範囲が狭いことから、実効税率を消費税率/1+消費税率と簡略化して、消費税負担率を推計した研究も盛んに行われている。具体的な例としては、林 [1992]、林 [1995]、八塩・長谷川 [2008]、橋本 [2010] 等がある。これらの簡略化した消費税の実効税率を推計した研究では、消費税の逆進性緩和策に関する効果を計測することを目的にしたものが多い。

しかし、消費税の実効税率推計に重点を置く研究、あるいは簡略化した実効税率に基づき、消費税の逆進性緩和策の効果を検証した研究は、短期的な所得に基づいて分析しているものが多い。仮に個人が生涯で稼いだ所得を全

14) 静岡大学税制研究チーム [1990], 67-70頁。

15) 上村 [2001], 65-77頁。

16) 朴 [2010], 190-201頁。

て消費する場合、消費税の負担は比例的となる。Casperson and Metcalf [1994] ではアメリカの個人の所得や消費を継続的に追ったPSIDを利用して、生涯における消費税の逆進性を計測しており、生涯において消費税は逆進的であるものの、その逆進性の度合いは年間に比べて弱いと結論付けている¹⁷⁾。その一方で、日本において個人を継続的に追ったデータは家計経済研究所が一部作成しているが未整備の状態であり、かつ消費税が導入されてからの歴史が浅いことから、生涯的な消費税負担率を計測することが難しい。そのような問題点を踏まえながらも、簡略化された消費税の実効税率に基づいて生涯における消費税の負担率を推計した研究例として、橋本 [1993]、大竹・小原 [2005]、橋本 [2010] 等がある¹⁸⁾。

それ以外に、生涯的なデータを作成するのではなく、世代間や世代内で消費税負担率を計測した例として、橋本 [1993]、橋本 [2010]、田代 [2012 a] [2012 b] [2014] 等がある。個人が生涯において稼得期と稼得期でない時期を経験する以上、同一世代内で消費税負担格差を議論することは重要であると思われる。とりわけ、田代 [2012 a] [2012 b] [2014] の研究では個票データに基づき、同一世代内の消費税負担格差を分析している。また、より最近ではタイル尺度を通じて、各年齢層における世代内格差が全体にどの程度影響を及ぼしているのかを分析した研究もある。田代 [2016] では消費税率8%から10%へ引き上げた場合、税収中立を想定しながら食料品に対する軽減税率と給付付税額控除のどちらが有効であるかをタイル尺度で計測している。その結果、20代や60代以降の若年者世帯と高齢者世帯の間にある世代内格差は非常に大きく、給付付税額控除はこれらの世代内における格差は正効果に有効であったと結論付けている¹⁹⁾。

17) Casperson and Metcalf [1994], pp.734-743.

18) 生涯所得ではないが、短期所得より変動の少ない恒常所得で消費税の負担を推計した研究もある。林 [1992] では対数関数の線形回帰から実収入と定期収入の弾性値を求めている。その結果、定期収入の弾性値の方がより1に近く、実収入基準に比べて逆進性の程度が小さいと林 [1992] は結論付けている(林 [1992], 191頁)。

19) 田代 [2016], 136頁。

ただ、田代 [2016] の研究では各世代のサンプル数が異なることから、分析結果が各世代の数で左右されてしまうという問題点を抱えていた。また、この研究では各世代内の所得格差がどのような租税制度の要因で拡大しているのかが論じられていない。現実的には、所得税の控除効果や税率効果、あるいは消費税課税の効果によって、各世代内の所得格差は大きく変化してしまう。そのため、本稿では『家計における金融資産選択に関する調査（平成16年度）』の個票データを利用しながら、各世代内の所得格差が所得税の控除効果や税率効果、あるいは消費税課税の効果の影響をどの程度受けているのかをタイル尺度で計測する。

第IV章 年齢階層別における消費税の所得格差への影響に関する分析

従来のタイル尺度計測に基づく研究は所得税や住民税等の直接税を分析対象としており、具体的な研究の代表例として、高林 [2005]、望月・深江・野村 [2010]、金田 [2013]、齋藤 [2014] 等が挙げられる。また、消費税の逆進性とその緩和策を考慮してのタイル尺度の分析は田代 [2016] で行われている。田代 [2016] の研究では各世代のサンプル数が異なるという問題点を抱えているのに対して、本稿の分析は各グループの数は同数であり、サンプル数の大小により結果が異なるという問題点は抱えていない。

最初に年収、所得（年収から給与所得控除を差し引いたもの）、所得から基礎控除と配偶者控除を差し引いたもの、所得から基礎控除と配偶者控除だけでなく扶養控除も差し引いたもの、所得から基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除を差し引いたものを算出した。その後、それぞれの所得控除を差し引き、算出された課税所得に所得税率を乗じて所得税額を求めている。手取り所得とは課税所得から所得税額を差し引いた金額である。さらに、手取り所得から家計が年間に支払った消費税額を除いたものが、消費税課税後所得である。消費税の金額は『家計調査年報（平成16年）』から所得階層別の非課税品目（家賃地代・教育・医療）/消費支出を算出して課税ベースを求めた後、課税消費に0.05/1.05の実効税率を乗じて推計してい

る。

したがって、所得分配 $x = (x_1, x_2, \dots, x_n)$ を7グループに分解すると、タイル尺度は(2)式で定義されることになる²⁰⁾。

$$T_x = \sum_{k=1}^7 \frac{n_k \mu_k}{n \mu} T_x^7 + \sum_{k=1}^7 \frac{n_k \mu_k}{n \mu} \log \frac{\mu_k}{\mu} \quad (2)$$

ここで μ は全体の所得平均値、 μ_k は k グループの所得平均値を表している。本稿では『家計における金融資産選択に関する調査(平成16年度)』の個票データに基づいて、タイル尺度の計測から世代内所得格差が所得税や消費税の影響をどの程度受けているのかを分析している。分析の結果は表2にまとめてある。

表2を見ると全体でタイル尺度は0.384であるが、20代、60代、70代以

表2 年齢階層別における所得税・消費税の世代内所得格差に与える影響

	全体	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
世代内格差							
年収	0.201	0.400	0.101	0.127	0.148	0.310	0.446
所得	0.271	0.603	0.136	0.170	0.195	0.429	0.640
所得－基礎・配偶者控除	0.383	0.917	0.215	0.239	0.265	0.629	0.951
所得－基礎・配偶者控除－扶養控除	0.395	0.919	0.226	0.255	0.270	0.639	1.023
所得－基礎・配偶者控除－扶養控除－社会保険料控除	0.448	1.105	0.261	0.290	0.304	0.718	1.196
手取り所得	0.413	0.930	0.249	0.270	0.282	0.672	1.046
消費課税後所得	0.441	1.003	0.270	0.287	0.299	0.727	1.159
寄与度							
年収	0.233	0.271	0.249	0.230	0.220	0.239	0.255
所得	0.171	0.184	0.176	0.170	0.167	0.173	0.182
所得－基礎・配偶者控除	0.142	0.132	0.138	0.144	0.144	0.140	0.140
所得－基礎・配偶者控除－扶養控除	0.139	0.131	0.135	0.139	0.142	0.138	0.133
所得－基礎・配偶者控除－扶養控除－社会保険料控除	0.117	0.107	0.111	0.118	0.122	0.117	0.112
手取り所得	0.101	0.091	0.098	0.102	0.104	0.100	0.093
消費課税後所得	0.096	0.084	0.092	0.097	0.100	0.094	0.085
分析対象世帯	3212	275	647	801	878	462	149
タイル尺度	0.384	0.830	0.246	0.259	0.273	0.593	0.898

出所：郵政研究所編『家計における金融資産選択に関する調査(平成16年度)』の個票データ；総務省編『家計調査年報(平成16年)』より作成。

20) 望月・深江・野村 [2010 a], 67頁。Theil [1967], pp.91-96.

上の値はそれぞれ 0.830, 0.593, 0.898 であり、全体に比べて大きくなっている。業種による初任給の格差が若年世帯の所得格差に影響を及ぼしている一方で、高齢者世帯では業種で賃金カーブが異なり、高齢でも賃金が上昇し続ける企業の存在が結果に影響を及ぼしているものと思われる。さらに、表 2 からどの世代においても給与所得控除から人的控除、さらには社会保険料控除まで拡大することで、世代内の格差が拡大していく傾向が見られる。したがって現行認められる所得控除が格差是正というより、むしろ格差を拡大させている形で働いていると考えられる。とりわけ、年収と所得の間で世代内格差の大きな変化が見られており、給与所得控除は課税ベースの侵食が大きいだけでなく、格差是正にもあまり効果がないと思われる。

それに対して、表 2 から世代内格差で見た場合、手取り所得がどの世代でも課税所得（所得－基礎・配偶者控除－扶養控除－社会保険料控除）より小さくなっており、所得税の税率効果は世代内の所得格差を縮小させるものと思われる。また、消費課税後所得の世代内格差は手取り所得のそれより大きいことから、消費税は逆進的であると考えられる。手取り所得と消費課税後所得との間にある世代内格差の変化は、30代から50代ではあまり大きくないものの、60代（0.672から0.727へ）と70代（1.046から1.159へ）では変化が大きい。消費税の逆進性が世代内格差を拡大させる効果は高齢者世帯で強く働いているものと思われる。さらに、寄与度でみると年収が所得格差に及ぼす影響が最も大きく、消費課税後所得が及ぼす影響は最も小さい。これは所得税に比べて、消費税の税収額が少なく、所得格差全体に影響を及ぼしていないものと考えられる。

おわりに

社会保障財源の確保、あるいは財政健全化の観点から消費税率の引き上げは避けられない状況にある。所得階層が上昇していくにつれて、平均消費性向が低下することから、消費税は逆進的であり、個人の所得格差を拡大させてしまう。ただ、短期所得に基づく格差の議論は、誰しものが生涯を通じて稼

得期とそうでない時期を経験するということを考慮していない。そのため、消費税の負担格差、あるいはその格差が全体にどのような影響を及ぼすかの分析は短期所得ではなく、生涯所得に基づいて行うことが望ましい。

しかし、日本では消費税導入から歴史が浅いこと、あるいはアメリカにあるPSIDの様なパネルデータが存在していないことから、生涯所得に基づく消費税負担の研究に関する蓄積が少ない。そのため、消費税負担に関する研究は生涯所得に基づく研究から世代間や世代内の所得格差に着目した分析へと移ったように思える。結果として、世代内にある消費税負担格差がどの程度あるのか、あるいは議論されてきた逆進性緩和策、すなわち非課税措置、軽減税率の設定、及び給付付税額控除が世代内格差をどの程度解消するのかの分析については一定の成果が得られたであろう。

したがって、今後重要となるのは世代内にある所得格差が全体にどのような影響を及ぼすのかの要因分析である。また、得られた結果について消費税の逆進性、あるいはその緩和策がどの程度の影響を及ぼすのかの分析も必要となろう。この点を踏まえて、田代 [2016] の研究ではタイル尺度の計測から、世代内格差が全体の格差にどのような影響を及ぼすのかの分析が行われていた。ただ、田代 [2016] の研究では出された結果が各世代のサンプル数に左右されてしまう問題点を抱えていた。

本稿では各グループの数を同じにしており、田代 [2016] で抱えていた問題点を解消している。そのうえで、ここではタイル尺度の計測から年齢階層別における世代内所得格差に消費税が及ぼす影響を分析している。本分析で利用したデータは『家計における金融資産選択に関する調査（平成16年度）』の個票である。分析の結果、所得税制度に認められる各種の控除は世代内にある所得格差を拡大させる可能性があり、さらなる消費税の課税はその格差を一層拡大させてしまうということが分かった。もっとも、所得税に比べて消費税は1人当たりから徴収できる税収が少ないことから、世代内にある所得格差に及ぼす影響は所得税の方が大きい。したがって、これらの研究結果を踏まえて若干の政策提言を行うとすると、現行の所得控除から給付

付税額控除への移行を伴う政策は、消費税の逆進性を世代内で緩和させるだけでなく、全体での所得再分配効果を高めるものと考えられる。

しかし、本稿では出された結果について幾つかの課題を抱えているのも事実である。本分析は個票データを利用しているが、国全体のマクロデータに基づく分析結果と必ずしも一致するとは限らない。実際、望月・野村・深江 [2010] では「標本家計調査に基づく個票データは、税額に関する情報が高くないうに、所得控除や税額控除に関する数値が完全に欠落している²¹⁾」と述べている。そのため、本分析結果が総計データで得られた結果と一致するかどうかを確認する作業も必要となろう。また、本分析は100%消費税負担が転嫁されるという前提を置いており、本来ならば産業連関表による価格上昇の推計、あるいは需要関数に基づく消費税の実効税率を推計しなければならない。これらに関しては、今後の研究課題とする。

謝辞： 郵政研究所には個票データを利用させていただき、大変感謝している。ただ、当然であるが、文責は全て著者にある。

参考文献

- 跡田直澄 [2000] 「消費税の負担構造」『消費課税の理論と課題改訂版』税務経理協会。
- 石 弘光著 [2009] 『消費税の政治経済学』日本経済新聞出版社。
- 上村敏之著 [2001] 『財政負担の経済分析—税制改革と年金政策の評価—』関西学院大学出版会。
- 大竹文雄・小原美紀 [2005] 「消費税は本当に逆進的か。—負担の「公平性」を考える—」『論座』。
- 貝塚啓明・新飯田宏 [1965] 「税制の所得再分配効果」館龍一郎・渡部恒彦編『経済成長と財政金融』岩波書店。
- 金田陸幸 [2013] 「所得課税における税率効果と控除効果」『関西学院経済学研究』第44号, kgur.kwansei.ac.jp/dspace/bitstream/10236/12274/1/44-3.pdf, 2015年8月7日にアクセス。
- 北村行伸・宮崎 毅著 [2013] 『税制改革のマイクロ実証分析—家計経済からみた所得

21) 望月・野村・深江 [2010], 65頁。

税・消費税』岩波書店。

齊藤由里恵著 [2010] 『自治体間格差の経済分析』関西学院大学出版会。

静岡大学税制研究チーム著 [1990] 『消費税の研究—検証と展望—』青木書店。

鈴木善充 [2013] 「医療支出に対する課税について」『生駒経済論叢』第11巻第2号。

高林喜久生著 [2005] 『地域間格差の財政分析』有斐閣。

武田昌輔 [2016] 『コンメンタール消費税法第3巻』第一法規。

田代昌孝 [2012 a] 「世代間と世代内における消費税負担の分析」『桃山学院大学経済経営論集』第53巻第4号。

——— [2012 b] 「給付付き税額控除による消費税負担の緩和効果—世代内の負担格差を踏まえながら—」『中央大学経済研究所年報』第43号。

——— [2014] 「消費税の複数税率化とその展望に関する一考察—世代間と世代内にある消費税負担格差を考慮しながら—」『桃山学院大学経済経営論集』第55巻第4号。

——— [2016] 「給付付税額控除による消費税逆進性の緩和効果—タイル尺度の計測に基づいて—」『中央大学経済学論纂』第56巻第3・4合併号。

橋本恭之 [1993] 「税制改革と世代間・世代内の公平」『第16回日税研究賞入選論文』。

——— [2000] 「消費税の税率構造」宮島 洋編著『消費課税の理論と課題改訂版』税務経理協会。

——— [2010] 「消費税の逆進性とその緩和策」『会計検査研究』第41号。

——— [2014] 「消費税の低所得者対策について」矢野秀利・橋本恭之・上西左大信・金井恵美子共著『消費税軽減税率の検証』清文社。

林 宜嗣 [1992] 「消費税の逆進性問題」『総合税制研究』第1巻。

林 宏昭著 [1995] 『租税政策の計量分析—家計間・地域間の負担配分—』日本評論社。

朴 寶美 [2010] 「韓国における付加価値税増税の公平と効率の問題」『財政研究』第6巻。

本間正明・跡田直澄編 [1989] 『税制改革の実証分析』東洋経済新報社。

望月正光・野村忠康・深江敬志著 [2010] 『所得税の実証分析—基幹税の再生を目指して—』日本経済評論社。

森信茂樹著 [2000] 『日本の消費税』納税協会連合会。

——— [2007] 『抜本的税制改革と消費税—経済成長を支える税制へ—』大蔵財務協会。

八塩裕之・長谷川祐一 [2008] 「わが国家計の消費税負担の実態について」 ESRI Discussion Paper Series 第196号。

Caspersen, E. and G. Metcalf [1994], "Is a Value Added Tax Regressive? Annual Versus Lifetime Incidence Measures", *National Tax Journal*, Vol.47, No.4, pp.731-746.

Theil, H. [1967] *Economics and Information Theory*, North-Holland.

(たしろ・まさゆき／経済学部准教授／2016年7月20日受理)

The Influence of Intra-generational Income Equality in Japanese Consumption Tax

TASHIRO Masayuki

Abstract

The consumption tax rate was raised from 5% to 8% from April, 2014. In addition, consumption tax rate was to be raised from 8% to 10% in October, 2015. But the increase to 10% of planned consumption tax rate was postponed by consideration to economic stagnation. Therefore, the consumption tax increase will not be avoided by the securing of stable social security resources and deficit financing.

If we can use all lifetime income to spend all lifetime consumption, Consumption tax is proportional. To my regret, There are no a longitudinal survey containing income and consumption on Japanese households. But Estimating a Theil index with age-income cross-section data to proxy for estimating lifetime incidence of consumption tax makes constructing an influence index of intra-generational income equality in consumption tax. In this analysis, the influence of intra-generational income equality considers not only the deduction effect and the tax rate effect of the income tax but also the effect of the consumption taxation and analyzes the factor of intra-generational income equality based on a Theil index approach.